

提 言

令和2年1月17日

埼玉県後期高齢者医療懇話会

はじめに

後期高齢者医療制度は、高齢化が進行し、高齢者医療費が増加する中、75歳以上の高齢者の医療を国民全体で公平に支えるために新たな制度として2008年4月に開始された。制度開始後、10年が経過し、多くの被保険者を抱える医療保険制度として社会にしっかりと定着している。

一方で、団塊の世代が後期高齢者になる2025年を目前に控え、将来にわたり国民皆保険制度が維持できるよう、世代間、世代内の負担の在り方が検討され、これまで以上に制度の安定的な運営が求められている。

当懇話会では、令和2年度・令和3年度保険料率の見直し及び保健事業実施計画や保健事業と介護予防の一体的実施について、当事者である被保険者をはじめ、医療提供者や保険者など、各界の代表者が4回に渡り交わしてきた意見を集約し、次のとおり提言を行うこととした。

埼玉県後期高齢者医療広域連合においては、提言をしっかりと受け止め、今後の事業運営に十分生かしていただくよう期待するものである。

提言1 令和2年度・令和3年度保険料率改定について

後期高齢者の医療給付費は、国・県・市町村の公費負担、現役世代からの支援金と被保険者の保険料で賄うこととされている。

急速な高齢化に伴う被保険者数の増加や医療の高度化等により、後期高齢者医療制度に係る医療給付費は年々増加し、必要とされる保険料総額も増加していくことが予測され、現役世代からの支援も限界に近づいている。

一方、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、国においては低所得者等向けの保険料の軽減特例の見直し(段階的廃止)が行われ、さらに消費税率の引上げや年金額の伸び悩み等により、高齢者の生活も厳しい状況が続いている。

このため、被保険者の生活に配慮し、極力、保険料率の上昇を抑制する必要がある。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年にかけて、被保険者数の急激な増加が見込まれ、これまで以上に中・長期的視野に立って財政運営を行っていく必要がある。

そこで、令和2年度・令和3年度の保険料率の改定に当たっては、剰余金を活用して低所得者に影響の大きい均等割額を現行の水準に維持することとされたい。また、剰余金については、将来の保険料率の極端な上昇抑制のための財源として、なるべく確保するよう提言する。

広域連合においては、この提言を踏まえ、高齢者の生活への影響と制度の安定的運営に引き続き配慮し、保険料率を適切に改定していただきたい。

なお、財政安定化基金については、制度の安定的な運営に資するよう、今後とも、広域連合の予想外の財政不足などに対する備えとして活用していただきたい。

提言２ 高齢者保健事業と医療費適正化の推進について

後期高齢者医療被保険者数の増加とともに医療費は今後さらに大きく伸びることが予想される。高齢化が加速する中、引き続き医療費の伸びを抑制しつつ、活力ある地域社会を維持していくためには、フレイルや多剤服用（ポリファーマシー）といった健康上の課題を踏まえた予防・健康づくりを強力に進めていく必要がある。

保険者である広域連合は、引き続き適正受診の啓発やジェネリック医薬品の使用促進等を通じて医療費適正化の推進に努めるとともに、高齢者の健康課題に専門的に対応するための体制を整えなければならない。

また、高齢者保健事業の実施に当たっては、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきとして健康的な生活を送ることができるよう、住民により身近な市町村と連携し、地域の高齢者が集まる通いの場等を活用しながら、介護予防と一体的なものとして、効果的かつ効率的に実施できるよう推進すべきである。